

住民税非課税世帯等を対象とした

## エアコンの購入費を補助します



大津市では「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、この夏の熱中症対策や2027年度からの家庭用エアコンの省エネ基準の引上げを見据え、住民税非課税世帯等でエアコンが住宅に1台も設置されていない世帯への購入・設置に係る費用の一部を補助します。

### 対象世帯

以下の1～4の条件を全て満たす世帯

1. 令和8年1月1日時点で世帯員全員の住民税（令和7年度課税分）が非課税である世帯（ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く。）
2. 大津市に住民票があり、現に居住している住居がある世帯（施設等入所者、直近3か月以内に入所する予定の方は除く。）
3. 現に居住している住居に使用できるエアコンが1台も無い世帯（機器の故障により使用できるものが無い場合を含む。）
4. 生活保護制度などの他の制度の支給が受けられないこと（生活保護制度を利用してエアコンの支給を受けられるかどうかは生活福祉課にお問い合わせいただきますようお願いいたします。）



### 対象エアコンと補助対象経費について

店舗・事業所から購入し、自宅に取り付ける**新品のエアコン**（インターネットでの購入も可）

- ・ご自宅の構造上、窓や壁にエアコンを取り付けることができない場合は、**冷房機能があり室内の温度を下げる事ができる機器**（窓・床設置のもの、可動式のもの、冷房専用機を含む。）も**対象**とします。
- ・自宅に1台しかないエアコンが故障している場合は補助対象としますが、その際は市職員が自宅に確認に行きます。（自宅に**エアコンが1台もない**という確認も含む。）
- ・補助上限額を越えた額は購入者の自己負担となります。
- ・エアコン本体の購入費用（税込）、エアコンの設置費用（税込）が対象となります。
- ・撤去したエアコンの収集運搬・リサイクル料は**対象**とします。
- ・申請者自身（店舗や事業所以外）で設置工事を行った場合の設置費用は**対象外**です。
- ・エアコンの延長保証に係る費用は**対象外**です。

#### 注意事項

・必ず、**交付決定を受けてから購入・設置してください。**

（交付決定前に購入・設置したエアコンは**対象外**です。）

裏面もご覧ください

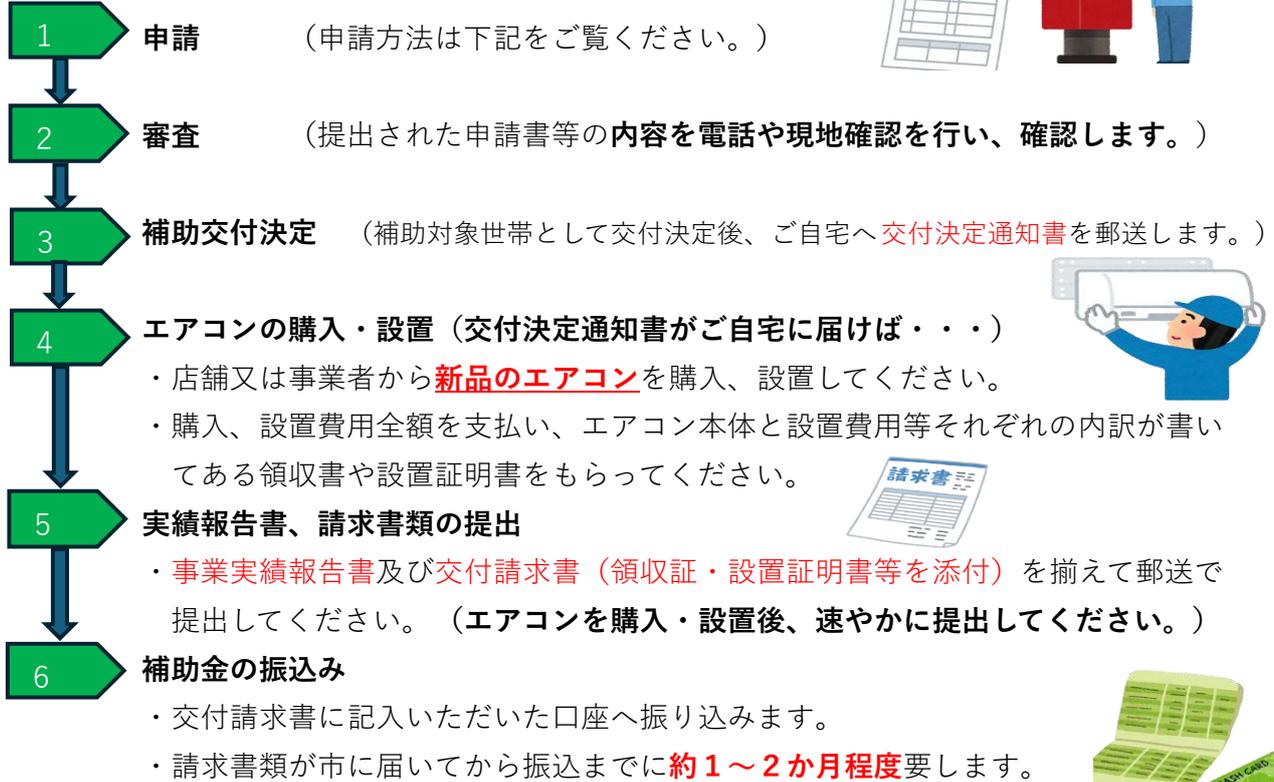


## 補助金額

最大5万円（補助対象経費の2分の1）

※1世帯当たり1年度につき5万円を限度とします。

## 補助金申請から補助までの流れ



## 申請受付期間

令和8年3月2日（月曜）から10月30日（金曜）まで（※）当日消印有効

### 補助申請を希望される方

補助金申請を希望される場合、事前に**申請が必要です**。

- ・申請書類を下記まで郵送してください。

（申請書類は市ホームページからダウンロード、または下記へお問い合わせください。）

問い合わせ先・申請書類提出先

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市役所健康福祉部福祉政策課

エアコン助成担当

☎ 077-528-2654

メール [otsu1405@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1405@city.otsu.lg.jp)



大津市

ホームページ